

全国司法書士女性会FAX通信242号 (2011年3月号号外2)

発行責任者 会 長 大 城 節 子

事務局 〒579-8036 大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

緊急意見募集 (震災対策特別立法)

3月17日に開催された民主党法務部門会議においては、東北関東大震災復旧・復興特別立法チーム(仮称)の立上げが決定され、阪神・淡路大震災の立法等の法務関係の措置を参考に今後の方針が検討されたようです。姫井議員から参考資料をいただきましたので、添付しておきます。

全国司法書士女性会は、とりあえず、被災地の登記申請について、保存登記・抵当権設定登記等の減免を求める意見書を提出しましたが、その他にも、意見提言をするべき事項は多々あると考えられます。阪神・淡路大震災時には、時限立法として、所有権保存・移転、抵当権設定時の登録免許税減免措置がとられたようですが、恒久法としての措置は見送られたという経緯があるようです。

今後も必要に応じて東日本大震災被災者支援に関する立法等の提言をしていきたい、と考えていますので、会員の皆様には、事務局まで、御意見を御願いたします。

南三陸町の戸籍データ消失、法務局保存分も水没

読売新聞の情報によりますと、東日本巨大地震で被災した宮城県南三陸町で、戸籍の全データが津波で消失した可能性が高いことが19日、明らかになりました。法務省は戸籍法に基づき、町に戸籍の作り直しを求める方針ですが、データ復旧の見通しは立ちそうにないようです。

南三陸町は戸籍を電子化して保存していましたが、東日本大震災で町の庁舎全体が壊滅状態となりました。データは仙台法務局気仙沼支局でも保存していたのですが、同支局のシステムも津波で水没してしまいました。

他の法務局や自治体にはデータはなく、南三陸町の戸籍データは完全消滅した可能性が高くなったということです。戸籍を管理する自治体と法務局両方のデータが消滅したことが確認されているのは、現在のところ、南三陸町だけだということです。

戸籍謄本等の取得ができなくなれば、当然のことながら、登記実務を初めとして、各機関への相続手続きが不可能になり、市民生活に大きな影響を与えます。これを機会に、戸籍データの全国ネットワークでの共有の検討も必要になるかもしれません。

戸籍データがきっちりと保存されているはずの他の自治体についても、交付事務がスムーズに行かない場合も多いと考えられ、今後の司法書士実務に深刻な影響が出そうです。

追加

姫井

阪神・淡路大震災時の復旧・復興特別立法等について(法務関係)

平成 23 年 3 月 17 日
衆議院調査局法務調査室

第一 平成 7 年阪神・淡路大震災時にとられた復旧・復興措置 (法務関係)¹

1. 立法措置

- | |
|---|
| (1) 阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法
{ 特定利益付与 (各種免許、許可等) の有効期間等の延長
・ 届出期間を徒過した場合の刑事上・行政上の免責 |
| (2) 阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律
・ 震災に起因する民事紛争に関する民事調停申立て手数料の免除 |
| (3) 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律
{ 阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告の一定期間の禁止
・ 会社の最低資本金の制限 |

↓ 恒久化 (平成 8 年)

- (4) 特定被害災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律
 ・ 上記(1)～(3)のうち、(3)の会社の最低資本金の制限にかかる部分を除く措置の恒久化 (会社の最低資本金の制限については、平成 17 年会社法制定により廃止。)
- (5) 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
 { 区分所有建物の再建のための要件緩和
 ・ 共有物分割請求の禁止措置
- (6) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律
 ・ 所有権保存・移転及び抵当権設定登記に関する免税

2. 運用による措置

- (1) 登記手数料の免除 (登記事項証明書等)
 → 民事局長通達発出。
- (2) 倒壊等した建物の職権による滅失登記の実施

¹ 法務関係以外の震災関連立法の概要については、【別紙 1】参照。

→ 不動産登記法第28条の活用を前提とした要領作成（神戸地方法務局）

第二 その他、平成7年当時に議論のあった事項等（【別紙2】参照）

- (1) 破産
 - 破産手続に係る国庫支弁制度の運用
 - 破産宣告猶予の要件緩和
 - 個人についての破産宣告の禁止
- (2) マンション再建
 - 5分の4要件の更なる緩和
- (3) 借地借家人の保護
 - 罹災都市借地借家臨時処理法（罹災都市法）の活用・改正
- (4) 相続税
 - 相続税軽減措置
 - 速やかな相続開始手続のための措置
- (6) 出入国管理関係
 - 被災在留外国人の在留更新にかかる特例措置
- (7) 罹災地復興促進対策
 - 私権制限・民有地借り上げの可否
- (8) 法律相談
 - 法テラス・ひまわり公設事務所・各弁護士会による無料法律相談等の実施・拡充及び財政支援
- (9) 保護司
 - 活動中に被災した場合の補償の在り方等
- (10) その他

追加資料

姫井

別紙2

平成7年の阪神・淡路大震災時に議論のあった事項について
(衆議院委員会週報から抜粋)

- 地方自治体による臨時調停室提供、調停員の確保等、被災者の民事調停の弾力的運用及び手数料の減免措置
- 被災関連の抵当権設定登記、会社登記の登録免許税の減免措置
- 登記済証の再発行制度の創設
- 建物の滅失に関しての登記簿謄本手数料の軽減についての特別措置
- 建物の滅失登記を簡素な手続で行うこと及び法務局職員の増員
- 自己破産についての国庫仮支弁制度の活用
- 破産猶予法制定の検討
- 破産を申し立てる債権者への配慮
- 「区分所有法」見直しの必要性
- 罹災都市借地借家臨時処理法の適用
- 被災者に対する罹災証明書の発行手続の簡素化
- 私有地における仮設住宅の建設
- 国有地、公有地利用の定期借地権付マンション販売の検討
- 被災地における家賃・敷金の便乗値上げ、被災者である借家人に対する一方的な契約解除等のトラブルの防止策
- 被災者に対する相続税の減免、猶予
- 不法外国人労働者等の治療費のうち支払い能力のない外国人負傷者への治療費支援
- オーバーステイを余儀なくされた外国人のビザの取扱い
- 被災者の私権（所有権、借地権、借家権）に対する法律相談の拡充及び不法行為防止
- 被災した保護司及び保護観察者の把握
- 死亡した保護司がいる場合の対応
- 被災者を近隣自治体が受け入れる際の家賃費用面の配慮
- 被災者の地震保険の保険金への質権の実行に対する措置
- 二重ローンをかかえる被災者に対する支援措置
- 和議履行中の企業に対する緊急融資